

令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業実施要項

(趣旨)

第1条 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会会長（以下「会長」という。）は、阿蘇くまもと空港の国際線の振興を図るため、阿蘇くまもと空港発着の国際チャーター便（以下「チャーター便」という。）を企画し実施する旅行者（以下「助成事業者」という。）に対し、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施については、この要項に定めるところによる。

(助成の条件)

第2条 助成の対象とするチャーター便は、阿蘇くまもと空港発着便であり、本事業の趣旨に適したものと会長が認めたものとする。

2 助成金の額は、中国路線については、1回につき20万円以内、その他の路線については、1回につき10万円以内とする。

3 助成の対象となるチャーター便は、実施時期が要項の施行日から令和3年3月31日までの間に企画し、実施されるものであること。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、助成事業者が負担する集客のために要する広報経費とする。

(助成金の申請)

第4条 助成を申請する助成事業者は、あらかじめ、チャーター便の運航日から数えて14日前までに、助成申請書（別記第1号様式）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、要項の施行日から令和2年7月14日までに実施したチャーター便については、助成事業者は申請を行うことができる。

(助成の決定)

第5条 会長は、助成の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の対象として適当と認められたときは、速やかに交付決定をするものとする。

2 会長は、助成の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

3 会長は、第1項の決定をしたときは、速やかに助成決定通知書（別記第2号様式）を、助成事業者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 助成事業者は、助成事業の実施に当たって、事業内容の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときは、助成金額が減額となる場合を除いて、遅滞なく会長に文書（別記第3号様式）で報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合は、必要に応じて助成金額の変更、取消しの決定を行うものとする。

3 会長は、第2項の決定をしたときは、速やかに助成変更決定通知書（別記第4号様式）を、助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成の決定を受けた助成事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して30日以内に、実績報告書（別記第5号様式）を会長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第8条 会長は、前条の実績報告を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めるときは助成金の確定を行い、助成金確定通知書（別記第6号様式）を助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成事業者は、助成金の請求をしようとするときは、助成金請求書（別記第7号様式）を会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 会長は、助成金の交付を受けた助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

附 則

この要項は、令和2年7月1日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業助成申請書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

申請者	住所	〒 -
	旅行者名 代表者名	印
	電話番号	

令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業として助成を受けたいので、同事業実施要項第4条の規定により、次のとおり申請します。

チャーター計画	実施予定期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
	行 先	
	送客見込数	人
	予定航空会社	
	予定機材	
対象経費内訳	《経費内訳》	
備考	・複数便の場合の運航計画	

別記第2号様式(第5条関係)

令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業
助成決定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

(旅行業者名)

(代表者名) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫

年 月 日付けで申請のあった令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業の助成金については、次のとおり決定しましたので、同事業実施要項第5条の規定により通知します。

また、事業内容の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときは、同事業実施要項第6条に従い、速やかに報告してください。

助成決定額	金 円	
チャーター便 計 画	実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 他 便
	行 先	

別記第3号様式(第6条関係)

令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業
変更・中止・取下げ 報告書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

申請者	住所	〒 -
	旅行者名 代表者名	印
	電話番号	

年 月 日付け阿くま空振第 号で助成決定通知のあった令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業について、下記のとおり計画を変更・中止・取下げしたいので、同事業実施要項第6条の規程により、関係書類を添えて報告します。

1 変更・中止・取下げの理由

--

2 変更内容

変更前	
変更後	

別記第4号様式(第6条関係)

令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業
助成変更決定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

(旅行業者名)

(代表者名) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫

年 月 日付けで報告のあった令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業の助成金については、次のとおり変更決定しましたので、同事業実施要項第6条の規定により通知します。

また、事業内容の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときは、同事業実施要項第6条に従い、速やかに報告してください。

助成決定額	変更前	金 円
	変更後	金 円
チャーター便 計 画	実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 他 便
	行 先	

別記第5号様式（第7条関係）

令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業実績報告書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫 様

申請者	住所	〒 -
	旅行者名 代表者名	印
	電話番号	

年 月 日付け阿くま空振第 号で助成決定通知のあった令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業について実施しましたので、同事業実施要項第7条の規定により報告します。

チャーター実績	実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
	行先	
	送客実績数	人
	利用航空会社	
	利用機材	
対象経費内訳	《経費内訳：実績額》 *チラシ作成費等支払いを証明する領収書の写しを添付すること。	

別記第6号様式（第8条関係）

令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業
助成確定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

(旅行業者名)

(代表者名) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫

年 月 日付けで実績報告のあった令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業の助成金については、次のとおり確定しましたので、同事業実施要項第8条の規定により通知します。

助成確定額	金 円	
チャーター便	実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 年 月 日 () ~ 年 月 日 () 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
	行 先	

別記第7号様式（第9条関係）

令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成事業助成金請求書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

申 請 者	住 所	〒 -
	旅行業者名 代表者名	印
	電話番号	

年 月 日付け阿くま空振第 号で確定通知があった令和2年度阿蘇くまもと空港国際チャーター便企画助成金について、次のとおり交付されるよう同事業実施要項第9条の規定により請求します。

請求金額		金 円
助成確定額		金 円
振 込 口 座	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	(普通・当座)
	(フリガナ) 名 義	

※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付してください。